嘉手納村廣報

発行所　嘉手納村役所
発行人　喜友名朝誓
編集人　島袋盛光
印刷所　研文社

国勢調査に村民の協力を

十年に一度の基本統計調査

十二月一日から全琉一斉に

十二月一日より同八日迄の八日間全琉一斉に国勢調査が実施されますが、これは統計法の定めによって行われる国の基本的な統計調査で全琉球の人口及び住宅の状況を調べ、政治や行政のための基礎資料となる統計をつくるために行われるものであります。

戦後琉球においては一九五〇年に第一回の国勢調査が行われ、それから五年目の一九五五年にもこの調査が実施されましたが今回はその第三回目の調査にあたります。

◎…調査事項

(1)現住所、(2)氏名、(3)世帯主との続き柄、(4)男女の別、(5)出生の年月日、(6)本籍地、(7)就学状況及び最終卒業学校、(8)配偶関係、(9)配偶者を有し、又は有したことのある女子の結婚年数及びその出産児数、(10)満一四才以上の者について調査週間中における就業状態、就業時間、従業先の名称及び事業の内容、仕事の内容従業上の地位

(11)世帯について
(イ)使用室の所有関係、(ロ)家、間代(ハ)、使用室数
(ニ)畳数、(ホ)人員数

(12)住居について
(イ)住居の種類、(ロ)居住目的個人用、居住目的集団用、非居住目的の別、(ハ)居住目的個人用について利用状況、利用目的、家事用水施設の種類台所、便所、炊事用熱源の種類照明の種類、住民の規模世帯数及び居住人員数、(ニ)屋根の種類、(ホ)壁の種類、(ヘ)腐朽破損の程度

(13)建物について
(イ)建て方、(ロ)建築の時期
(ハ)建物の規模、(ニ)居住世帯数及び居住人員数

◎…調査の方法

調査は一世帯毎に別々の調査票を用いて行います。

この調査には調査日(十二月一日前に行う準備調査と調査日後に行う実地調査があり、国勢調査員が申告者に質問して各人毎に調査を行います。

○…申告者

この調査で国勢調査員の質問に答えなければならない人は次のようになっています。

(1)一般の家庭では世帯主が申告しなければなりませんが世帯主が不在であるか或いは世帯員にかかる事項で直接その世帯員の申告によらなければ調査することができないものについてはその世帯員が申告することになっています。

(2)寄宿舎、合宿所などではその寄宿人を代表する者が申告します。

もし代表者が申告をすることができない場合は各人がすることになっています。

(3)精神病院、らい療養所、結核療養所等のような特殊施設の収容者については、その施設の長(院長又は所長)又はそれに代る者が申告することになっています

以上の様に重要でむつかしい調査でありますので村民の積極的な御協力をお願い申し上げます。

嘉手納村人口動態表

1960年10月末

	世帯数	男子	女子	計
1区	190	503	491	994
2〃	225	569	577	1,146
3〃	167	435	469	904
4〃	319	694	799	1,493
5〃	190	439	449	888
6〃	230	540	578	1,118
7〃	192	535	597	1,132
8〃	215	525	547	1,072
9〃	311	661	750	1,411
10〃	253	459	587	1,046
11〃	261	717	774	1,491
計	2,553	6,077	6,618	12,695

土地借賃安定法の実施について

一九五九年一月十三日付立法才一号により公布されました。令法の目的は土地の賃貸借に関し適正な最高借賃を設定し当事者間の衡平を保持しかつ経済の安定に資することが目的であります。現在米国が使用している軍用土地は高等弁務官布令才二〇号に基いて賃貸借契約を締結して令法に制定されている最高借賃に基き毎年の賃貸料が地主に支払いされております。

一般の土地につきましては近年特に賃貸借契約が盛に行われておりますが、令法の施行について関係地主に対する周知徹底が不充分であった関係で令法に遵わずに賃貸借契約を締結している関係地主が多々あると思料されますので、別紙土地借賃安定法抜粋と最高借賃表を参考にされまして今後違反者がないように留意して下さい。

令法才十七条による報告書は役所にあります尚不明の点は役所土地係に御照会下さい。

一九五九年一月十三日

立法才一号
(土地借賃安定法抜萃)

(目的)

第一条 この立法は土地の賃貸借に関し、適正な最高借賃を設定しもって当事者間の衡平を保持しかつ経済の安定に資することを目的とする。

(報告書の提出)

第十七条 賃貸人は当該借地の所在、地番、地目、地積並に等級及び賃借人の氏名、住所、年間借賃を記載した報告書を行政主席に提出しなければならない。

2 前項の報告書は賃貸借の締結の日から一箇月以内に、賃貸借がこの立法施行前に締結されている場合は、この立法公布の日から三箇月以内に提出しなければならない。

(虚偽の記載の禁止)

第十八条 何人も前条才一項の報告書に虚偽の事実を記載してはならない。

第二十二条 才十八条の規定に違反した者は六箇月以下の懲役若しくは百五拾ドル以下の罰金又はその両刑に処する。

第二十三条 才十七条の規定に違反した者は拾ドル以下の過料に処する。

附則

1 この立法は公布の日から施行し、一九五八年七月一日から適用する。

嘉手納村

イ　土地借賃安定法才10条による最高借賃但し、1958年7月1日現在でアメリカ合衆国の賃借にかゝる土地で乙表に掲げる地目について同表による。

甲表

地目	等級	坪当り年間最高借賃	地目	等級	坪当り年間最高借賃
		ドル			
宅地	1	5.1289	池沼	1	4.1861
	2	4.1861			
	3	2.6474			
	4	1.7500			
	5	1.0484	牧場	1	0335
田	1	2358	塩田	1	5.1289
	2	2122	鉱泉地	1	5.1289
	3	1965	公用又は公共の用地	1	5.1289
	4	1415	墓地	1	0419
	5	1179	公衆用道路運河用地	1	4.1861
畑	1	1674	溜池	1	4.1861
	2	1507	保安林	1	0279
	3	1395	古文化財指定地又はその建造物敷	1	5.1289
	4	1005			
	5	0837	私立学校における保育	1	5.1289
原野	1	0419	又は学校用地図書館用地		
	2	0293	社会福祉施設用地	1	5.1289
山林	1	0279	拝所	1	0419
	2	0195	用悪水路提とう井溝	1	
雑種地	1	4.1861			
			水道用地	1	

但し当該土地が部落外に所在する場合は当該土地の附近に最も多い地目等級の最高借賃と同額とする。

当該土地に最も近接した土地の地目等級と同額とし近接した地目等級が二以上ある場合は最も借賃の高い地目等級による。

全上

乙表

地目	等級	ドル	地目	等級	ドル
宅地	1	8333	池沼	1	5833
	2	5833			
	3	4667			
			塩田	1	8333
雑種地	1	5833	公用又は公共の用地	1	8333
			溜池	1	5833

但し当該土地が部落外に所在する場合は当該土地の附近に最も多い地目等級の最高借賃と同額とする。

ロ　土地借賃安定方才13条方才1号による最高借賃
非細分土地：当該土地の附近に最も多く存する地目の等級の土地の最高借賃と同額

ハ　土地借賃安定法才13条才2号の土地の最高借賃。土地の所在（次表のとおり）坪当年間最高借賃ドル.2917

九区に本村最初の遊び場完成

区民の協力で出来た立派な施設

この程九区に本村最初の子供の遊び場が完成した。

これは環境にめぐまれない子供達のために遊び場でもつくってやりたい、と知念区長が区民によびかけた所婦人会や区民が積極的に協力することになって、適地を選定し九区五班にある大田守正氏（大田商店主）の土地一一四坪を御厚意によりかしてもらい去る九月から毎日婦人会や区民延七百人が労力を奉仕して約二ケ月間で出来あがったものである。

現在迄に九種類の遊び用具を揃えてあるが早くも子供達が朝から殺到し出来あがる一つ一つの施設に我先にと列をつくって順を待っている状態であり中には食事を忘れて一日中遊び廻っている子供もいるという。

尚現在迄にこの施設につかわれた費用は九百弗余というから先ず立派な施設といえるがそれよりこの遊び場の完成迄の区民の協力は、なお立派な物である。

奥間三郎氏十弗寄贈

五区二班の奥間三郎氏は去る十一月二十一日不帰の人となられた故御父君俊信氏の香典返しとして本村九区の遊び場に拾弗寄贈された

1960年度嘉手納村歳入歳出決算書

才入

科目	予算額	調定額	収入済額	未収入額	予算現額に対する縮減	予算に対する収入率
1 村税	21,192.00	27,912.72	21,604.16	6,308.56	412.16	101.94
2 市町村交付税	14,112.00	14,112.00	14,112.00	0	0	100.00
3 財産収入	30,949.00	40,870.11	40,870.11	0	9,921.11	132.06
4 分担金及負担金	1.00					
5 夫役及現品	2.00					
6 使用料及手数料	3,897.00	4,359.25	4,359.25	0	462.25	111.86
7 政府支出金	18,772.00	19,127.99	19,127.99	0	355.99	101.90
8 寄附金	3,583.00	3,735.60	3,735.60	0	152.60	104.26
9 繰入金	1.00					
10 繰越金	3,680.00	3,680.49	3,680.49	0	.49	100.01
11 雑収入	45,848.00	46,414.11	46,414.11	0	566.11	101.23
12 村債	2.00					
才入合計	142,039.00	160,212.27	153,903.71	6,308.56	11,864.71	108.35

才出

科目	予算額	予備費支出額	予算現額	支出済額	不用額	予算に対する支出率
1 議会費	4,489.00		4,489.00	4,416.77	72.23	98.39
2 役所費	29,766.00	72.13	29,838.13	29,587.38	250.75	99.40
3 消防費	16,871.00		16,871.00	15,884.21	986.79	94.15
4 土木費	12,815.00		12,815.00	12,106.36	708.54	94.47
5 社会及び労働施設費	24,094.00		24,094.00	23,364.83	729.17	96.97
6 保健衛生費	3,324.00	11.12	3,335.12	3,189.56	145.56	95.96
7 産業経済費	4,782.00		4,782.00	4,384.75	397.25	91.69
8 財産費	27,093.00		27,093.00	22,506.42	4,586.58	83.07
9 選挙費	494.00		494.00	471.49	22.51	95.44
10 公債費	4,955.00	149.05	5,104.05	5,104.05	0	103.01
11 諸支出費	13,056.00		13,056.00	10,344.23	2,711.77	79.23
12 予備費	300.00	△ 232.30	67.70	0	67.70	
才出合計	142,039.00		142,039.00	131,360.05	10,678.95	92.48

行政日誌

1月 6日　消防出初式
　　観光専門委員会①本土の樹苗購入種別選定
　　②観光協会支部設立について
1月 7日　消防庁舎建築工事入札（読谷共進に落札）
1月11日　中部地区市町村長会　於当村会議室
　　軍使用地料支払6日間
1月18日　支政主席民情視察のため来村（各種団体長出席）
1月19日　才末たすけあい運動事前打合せ会
1月21日　消防庁舎敷地の地鎮祭
1月23日　防犯総合展示会
1月26日　困窮世帯並に扶助世帯への物資配給

2月 2日　登記所設置に関する専門委員会
2月 6日　61才以上生年合同祝賀会
2日 8日　2月分扶助料支払
2月12日　中部地区財政事務研究会
2月17日　政府立公園審議会員比謝川河畔調査
2月18日　嘉手納村臨時議会
2月19日　豚疾予防注射実施
2月22日　「商売の方法」についての幻灯会
2月29日　嘉手納、読谷、コザの旧沖糖社小作人協議会

3月 1日　戦没者遺児との座談会
3月 3日　消防隊員による消化訓練実施
3月 4日　区長会（防犯映画実施について）
3月 8日　救急法講習会
3月 9日　D.P.T.予防注射実施
3月14日　中部地区市町村長並に議会議長会
3月15日　恩級時効対策説明会
3月23日　援助物資の配給
3月26日　嘉手納村議会
3月27日　職員優良市町村視察
3月29日　中部地区引揚事務研究会
　　結核予防法に依る健康診断（一区）
4月 3日　中部地区市町村職員親善野球大会
4月 6日　援助物資配給
4月 8日　講和前損失補償獲得期成会
4月16日　才9回嘉手納村共進会
4月20日　中部地区統計事務研究会
4月25日　中部地区議会議長会
4月26日　学校基本調査実施説明会
4月28日　教育法令研修会

5月 2日　講和前損失補償獲得期成会総会
5月 3日　才10回青少年不良化防止運動懇談会
5月 9日　夏季清掃週間実施
5月12日　才3回嘉手納村臨時議会（4日間）
5月24日　軍賃貸料支払
5月27日　全島市町村議会議長会
5月28日　消防庁舎落成式
5月29日　生改グループ員の役員会

6月 4日　観光地関係地主との懇談会
6月 9日　台風予防対策協議会
6月10日　才四回嘉手納村議会定例会
6月15日　1960年度軍賃貸料支払
　　給与近代化についての説明会
6月18日　村内老人慰安旅行
6月28日　身体障害者福祉強調運動説明会
6月28日　役所職員採用試験実施
6月22日　総合グラウンド建設推進期成会評議員会

日程表

一九六一年一月八日執行嘉手納村長の任期満了による選挙
一九六一年一月十五日執行嘉手納村議会議員の任期満了による選挙

月日　曜　通算　　選挙に関する事務
一九六〇　十一
二四　木　四五　村長選挙期日の告示　村長選挙運動費の制限額の告示候補者一人につき二五二弗一六仙　村長選挙運動開始期日の告示
二五　金　四四　（村長）補充選挙人名簿調整期日始日　村長選挙会場選挙の日時の告示初日　村長選挙の不在投票用紙及び同封筒の請求始日
二九　火　四〇　（村長）補充選挙人名簿縦覧期日の告示
一九六〇　十二
一　木　三八　村議会議員選挙期日の告示　村議会議員選挙運動費の制限額の告示候補者一人一二弗五八仙　村議会議員選挙運動開始期日の告示
二　金　三七　（村議会議員）補充選挙人名簿調整期日初日　村議会議員選挙会場選挙の日時の告示の初日　村議会議員選挙の不在投票用紙及同封筒の請求
六　火　三三　（村議会議員）補充選挙人名簿調整期日最終日　（村議会議員）補充選挙人名簿縦覧期日の告示
七　水　三二　（村長）補充選挙人名簿縦覧開始日　（村長）補充選挙人名簿に対する異議申立期日初日
一四　水　二五　（村議会議員）補充選挙人名簿縦覧開始日　（村議会議員）補充選挙人名簿に対する異議申立期日初日
一六　金　二三　（村長）補充選挙人名簿の縦覧期日最終日　（村長）補充選挙人名簿異議申立期間最終日
十九　月　二〇　村長の任期満了の日前三〇日目
二〇　火　一九　（村長）補充選挙人名簿の異議申立決定最終日　村長立候補届出、推薦届出の受理開始（選挙人三〇人署名）　村長選挙の立会人の届出受付開始　村長選挙事務所設置届出受付開始　村長選挙の支出責任者の届出受付開始　村議会議員選挙立会人届出受付開始　村議会議員選挙事務所設置届出受付開始　村議会議員選挙の支出責任者届出受付開始　村議会議員選挙運動期の開始
二三　金　一六　村長選挙会場、選挙日時告示最終日
二六　月　一三　（村議会議員）補充選挙人名簿の縦覧期日最終日　（村議会議員）補充選挙人名簿異議申立期間最終日
二七　火　一二　村議会議員の任期満了の日前三〇日目
　　（村長）補充選挙人名簿に対する巡裁への提訴最終日　（議会議員）補充選挙人名簿の異議申立決定最終日　村議会議員立候補届出推薦届出の受理開始
　　村議会議員選挙立合人届出受付開始
　　村議会議員選挙事務所設置届出受付開始　村議会議員選挙の支出責任者届出受付開始　村議会議員選挙運動期の開始
二九　木　一〇　村長選挙会場、選挙日時告示最終日
一九六一　一
三　火　五　（村議会議員）補充選挙人名簿に対する巡裁への提訴最終日
五　木　三　村議会議員選挙会場選挙日時選挙定数告示最終日　村長立候補届出推薦届出の受理最終日（選挙人三〇人署名）
　　村長選挙立合人の届出受理最終日　村長選挙の支出責任者の届出最終日　村長選挙事務所設置届出受付最終日　村長選挙運動費用中間報告日及び告示
七　土　一　（村長）補充選挙人名簿に対する異議判決最終日　（村長）補充選挙人名簿の確定　村長選挙立合人五人を超えるときのくじの実施　村長選挙不在投票最終日　村長選挙の開票期日の告示
八　日　〇　村長選挙会場の準備
　　村長選挙投票日午前七時より午後六時まで
九　月　一　村長選挙開票日午前八時より
一〇　火　二　村長当選告知予定日
一二　木　四　村議会議員立候補届出、推薦届出の受理最終日　村議会議員選挙立会人の届出受理最終日　村議会議員選挙事務所設置届出受付最終日　村議会議員選挙の支出責任者の届出最終日　村議会議員選挙運動費用中間報告及び告示
一四　土　六　村議会議員選挙不在投票最終日　（村議会議員）補充選挙人名簿に対する異議判決最終日　（村議会議員）補充選挙人名簿の確定　村議会議員選挙立会人五人を超えるときのくじの実施　村議会議員選挙の開票期日の告示　村議会議員選挙会場の準備
一五　日　七　村議会議員選挙投票日午前七時より午後六時まで　村議会議員選挙開票場準備
一六　月　八　村議会議員選挙開票日午前八時より
一七　火　九　村議会議員当選告知日（二〇名）
一八　水　一〇　村長任期満了の日
二二　日　一四　村長選挙運動費用精算届出最終日及び告示
二五　水　村議会議員任期満了の日（一七名）
二九　日　村議会議員選挙運動費用精算届出最終日及び告示

きれいになつた——野国総管宮周辺——

最近野国総管宮周辺がきれいになったと村民の間で専らの評判である。
これは参道に通ずる下水を浚渫して暗渠にし参道も小石を敷つめ道の両側に木麻黄、一五〇本を植付たため自然に小公園の様な感じがでたものであり、それに一九五八年三月に植付けした琉球松四百本が総管に見守られてすくすくのびて人々の目を楽しませ、夏などは本村唯一の憩いの場所として多くの人に親しまれる様になった。村としてもこの八千平方米の総管宮の周囲を小公園にするために力を注いでおり去る九月中旬から十一月中旬迄の約二ケ月に亘って失業対策として毎日十三人の人夫をくり出して手入れしたもので村民が協力して周囲の木を大切にしてもらえば来年の旱迄には蟬の声もきこえて平和な雰囲気をつくる立派な所になるだろうと村民の協力をよびかけている。

写真は緑化に拍車をかける総管宮周辺

立法院議員に再び知花氏当選

去る十一月十三日に挙行された立法院議員選挙に於いて社大党公認の知花英夫氏が当選しました。
尚嘉手納村に於ける内訳は次の通り。

選挙当日の有権者　六、三一七
有権者数　六、三三七（名簿）
投票数　五、六四六　女　三、一五四　男　二、四九二（点字一）
不在投票　三一　女　一二　男　一九
仮投票　一　女　一　男　〇
合計　五、六七八（九〇%）
有効票　五、六二九
無効票　四九
各候補者の得票数
石嶺　二、〇一二
神里　七五六
知花　二、八六一

消防とホーハイ

私達の尊い人命や、多大なる財産を一瞬にして奪い去って行く災害の中で特に恐ろしいものには風、水、火災が挙げられる事と思います。火災の原因は種々ありませうがその中で人間の不注意による失火の場合が最も多く、今日迄の全琉の統計が如実に示して居るのであります。当村消防も内外部からの物心両面の御援助により逐年強化されつゝありますが、旧態依然とした消防であっては何の役にもたたないと察する者であります。適切な消防態勢を整えてこそ消防の使命は達成されるのであります。村民各位の今後尚一層の御指導と御鞭撻を賜りますよう隊員一同に替り御願い致します。来る十二月一日より三日迄の三日間防火デーでありますが、その行事に因んで警察学校長の西平守盛先生の御厚意によりましてホーハイの由来について掲載させていただきます。火事の時に「ホーハイ」と叫ぶことは誰でもよく知っていることである。「ホーハイ」は火事と関係がある。しかし火事と云う意味はないようである。沖縄語では「火事だ」ということを「ヒードーイ」といって「ホーハイ」「ドーイ」とはいわないし「火事があった」ということを「ヒーが出た」といって「ホーハイがあった」とはいわない。火事の時「ホーハイ」と叫ぶだけである。「ホーハイ」は火事という意味ではなく「鎮火または類焼防止のマジナイ」であると思われる。国頭地方では葬式の後に葬式のあった家から部落外まで沢山の人が集団を作って何かを追い出すような動作をする。その際に「ホーハイ、ホーハイ」と叫ぶ。これも何かのマジナイであろう。昔の人は火事や人の死は悪魔の仕業と考へたらしい。それで火事や人の死をそのまゝにするとその悪魔はまた隣の家に火事を起したり、隣の人を死なしたりするのでその悪魔を追い払う必要がある。「ホーハイ」はそのマジナイであると思われる。「ホーハイ」という言葉は女の性器を露出するという意味であるがそれは「魔除けのマジナイ」として使用される。「それは雷が鳴るとき「クワーギヌ、ヒチャデービル」（桑の木の下でございます）というのと同じであろう。雷は桑を嫌うから雷に対して「私は桑の木の下におりますぞ」というのである。「ホーハイ」は魔除けのマジナイであるとして「性器を露出する」のは悪魔の方かそれを追い払う人間の方かそれが問題である。

消防隊長　金城宏正

スポットライト

本村役所の玄関から入るとつきあたりに受付係の職員がいる。
婚姻届や離婚届出生届や死亡届とほとんどの届出はこの人が受理してをり楽はぬきにして人生の喜怒哀の終着駅がこの人の前といえよう。八年という長い年月この椅子をあたゝめているので村民との親しみも深く、それに「根はやさしくて器量よし」ということで職員間でも評判ものである。今月は忙がしそうにペンをはしらせている彼女にスポットをあてながら受付簿をかりて今年一月から十月末迄の婚姻届出数と出生届出数を調べて見た。

一九六〇年一月～一〇月現在

月	婚姻届出数	出生届出数
一月	十六	三一
二月	二五	三二
三月	十五	四七
四月	十三	三一
五月	十四	三二
六月	二〇	三一
七月	十三	三三
八月	五	三三
九月	十五	五三
十月	十五	三九
計	一五一	三六二